剣道試合の審判における映像活用に関する報告書

令和８年１１月

公益財団法人全日本剣道連盟

剣道試合の審判における映像活用に関する報告書

１　検討の経緯

近年、各種スポーツにおいて映像技術を活用した判定支援制度の導入が進展する中、剣道においても審判判定への映像活用の可否について国内外から意見及び要望が寄せられている。こうした状況を踏まえ、全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、ビデオ導入検討委員会（以下「委員会」）を設け検討させた。同委員会は、全剣連の諮問を受け、国際剣道連盟（FIK）における議論の動向も踏まえ、映像活用の可能性及び課題について検討を行い、全剣連に答申した。

本報告書は、委員会における協議内容及び試行的運用の結果を踏まえ、現時点における本連盟の基本的な考え方を取りまとめたものである。

２　映像活用の有効性

試行的に実施された日韓大学親善交流戦においては、複数方向から撮影された映像により、打突部位への接触状況等を明瞭に確認することができた。また、映像確認に要する時間も比較的短く、試合運営への影響は限定的であった。

このことから、打突部位を適切に捉えているか否かなどの客観的事実の確認については、映像が審判員の判断を補完する手段として一定の有効性を有することが確認された。

一方、剣道の有効打突は、打突の事実のみならず、気勢、冴え、手の内の作用及び残心等を総合的に評価して判断されるものであり、その全てを映像によって判定することは困難である。したがって、映像は審判を補助する手段として位置付けられるべきであり、審判の判断に代わるものではない。

３　制度化に向けた課題

映像活用の制度化に当たっては、慎重に検討すべき課題が存在する。

第一に、選手又は監督によるチャレンジ方式を採用した場合、審判員の判定に対する異議申立てが増加し、審判員への信頼及び敬意、並びに剣道が重んじてきた礼節の精神に影響を及ぼすことが懸念される。試行運用においても、異議申し立て権を監督にのみ付与したところ、選手が監督にジ

ェスチャーなどで映像確認を求める場面が多く見受けられた。

第二に、映像判定を前提とした試合運営が行われることにより、打突を受けないことのみを目的とした不自然な姿勢や回避行動が助長され、剣道本来の攻防及び試合態度に影響を及ぼす可能性が認められた。

第三に、映像確認の対象範囲、確認を提起する主体、審判権限との関係、機材配置、運用体制及び費用負担等について、なお整理を要する事項が多いと判断された。

４　今後の方向性

全剣連は、映像技術が審判員の判定を補完する有効な手段となり得ることを認識する一方、剣道の理念、礼節及び試合の本質に与える影響を十分考慮する必要があることから、現時点において映像判定制度の導入を決定しないこととした。

しかし、映像は、有用と認められたため、今後は審判講習会及び審判研修会等において映像技術を積極的に活用し、審判員の判定能力の向上並びに判定基準のさらなる統一を図る。併せて、国内外の映像活用事例や、講習会・研修会での活用成果を踏まえ、剣道の本質的価値を尊重しながら、審判の公平性及び信頼性の向上に資する映像活用のあり方について、引き続き検討を進めるものとすることを決定した。

以上